

(別紙)

## 平成 28 年熊本地震に対する中小機構の取組状況

### I.体制の整備

#### 1. 対策本部の設置

- ・ 理事長を本部長とする「平成28年熊本地震対策本部」を4月19日に設置し、緊急対策を決定。

#### 2. 特別相談窓口の設置

- ・ 「平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に関する特別相談窓口」を九州内2か所に設置。(4月15日)
  - ①九州本部企画調整部企画調整課(福岡県福岡市)
  - ②南九州事務所(鹿児島県鹿児島市)

#### 3. 熊本市に「中小企業復興支援センター」を設置

- ・ 熊本市内に、被災中小企業支援のための現地拠点として「中小企業復興支援センター熊本」を開設(4月21日)。  
設置場所: 熊本市中央区南熊本3丁目14-3 中小機構くまもと大学連携インキュベータ内

#### 4. 職員による現地調査チーム等の派遣

- (1) 職員の現地派遣(4月18日～)
  - ・ 中小企業庁現地派遣者、九州経済産業局、機構九州本部との情報共有、協調行動をより確実なものとするため、本部から九州本部に部長級職員を派遣。
- (2) 政府現地対策本部への職員派遣(4月21日～)
  - ・ 政府現地対策本部の活動に協力するため、部長級職員1名を派遣。
- (3) 職員による現地調査チームの派遣(4月21日～)
  - ・ 被災地の現状把握と被災中小企業への支援ニーズの発掘などを行うため、職員による下記調査チームを現地に派遣。現地の状況に応じて、今後も随時、派遣予定。
    - チーム① 部長級職員等2名派遣(4月21日)
    - チーム② 課長級職員等2名派遣(4月28日)
    - チーム③ 高度化事業担当部長級職員等2名派遣予定(時期は熊本県と調整中)

### II.制度の拡充・緩和

#### 1. 小規模企業共済 災害時貸付等の対策の実施

- ・ 熊本県内の小規模企業共済加入者に対する下記特例措置を実施。(4月14日)
  - ① 掛金: 納付期限の延長(最大6か月)

- ② 特例災害時貸付け:無利子、据え置き期間(1年)、上限額2,000万円(併貸し3,000万円)
- ③ 特別貸付け:間接被害者への特例、適用期間延長(取引期間の拡大)  
緊急経営安定貸付の拡大(要因の拡大、取扱期間の拡大)
- ④ 延滞利子の免除:契約者貸付け利用者の延滞利子の免除
- ⑤ 共済金等請求関係書類の省略等

## 2. 中小企業倒産防止共済の対策の実施

- ・ 熊本県内の中小企業倒産防止共済加入者に対する下記特例措置を実施。(4月14日)
  - ① 掛金:納付期限の延長(最大6か月)
  - ② 共済金:償還期日の繰り下げ
  - ③ 一時貸付金:返済の猶予、請求手続きの柔軟な対応
  - ④ 解約手当金:請求手続きの柔軟な対応

## 3. 高度化貸付け利用企業に対する償還猶予などの負担軽減措置の実施

- ・ 被災者の既往債務の償還猶予・返済期限延長(各3年以内)など、東日本大震災時と同様の対応策を実施する特例制度を措置(4月22日)。

## Ⅲ.施設の活用

### 1. 「テクノフロンティア熊本」熊本県へ無償貸与

- ・ 機構が運営する試作開発型事業促進施設「テクノフロンティア熊本」(熊本県合志市福原 セミコンテクノパーク内)の一棟(400 m<sup>2</sup>)を、熊本県からの要請に応じ、緊急支援物資の仮置き場として提供(4月17日)。

### 2. 中小企業大学校人吉校の活用

- ・ 人吉校の利用が必要であれば協力する旨を、熊本県に対し申し入れ(4月19日)。
- ・ 人吉市から、地震が県南部に拡大しており、万一の際の避難施設として活用したい旨の要望(4月20日)。  
人吉校施設:宿泊室(全59室)、食堂、読書室、アスレチック室、グラウンド、駐車場(100台)  
(6月19日まで一部提供可能。それ以降についても、現地の状況を勘案して柔軟に対応。)

今後も、現地調査等を通じて現地の状況や支援ニーズの把握に努め、引き続き必要な対策を検討し実施していく。